

平成25年12月12日

### 特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の3件（うち1件再許可等特保）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

平成25年8月28日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(2件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	いつもの烏龍茶	株式会社 伊藤園	茶系飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを含みますので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。	特保	25.12.12	1441
2	いつもの緑茶	株式会社 伊藤園	茶系飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを含みますので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。	特保	25.12.12	1442

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※1、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
3	カイゲン黒ほうじ茶	カイゲンファーマ株式会社	粉末清涼飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	カイゲン黒ほうじ茶は、難消化性デキストリン(食物繊維)を含んでおり、糖の吸収をおだやかにするよう工夫しているため、食後の血糖値が気になり始めた方に適しています。	本品は食後の血糖値が気になり始めた方の食生活改善のための食品としてご使用ください。なお、糖尿病の治療を受けておられる方は、あらかじめ医師などの専門家にご相談のうえでご使用ください。	本品1袋当たり6gの食物繊維が含まれています。食事の時に本品1袋をコップ一杯(約160mL)のお湯または水に溶かしてお飲みください。	再許可等特保	25.12.12	1443

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)